

ご加入に際して

- 共済掛金：月々6,800円
- ご加入資格：被共済者は、加入日現在、健康で、かつ、正常に就業されている方で、次に該当する方に限ります。
 - (1) 法人事業所の役員——◎会社法に定める法人の場合：取締役、会計参与、執行役に該当する方
◎その他の法人の場合：法律上業務を執行する者として定められている方
 - (2) 個人事業所の事業主
 - (3) (1)および(2)に準ずる方で、当組合が特に認めた方
- 健康告知：ご加入にあたり告知の必要はありません。ただし、共済責任開始日から2年以内に、共済責任開始日前に治療を開始していた疾病に起因して入院した場合(短期入院を含みます)はお支払いの対象になりません。
- ご加入年齢および満了年齢：満20歳以上満70歳未満。ただし、満75歳の誕生日の属する月の末日までご継続いただけます。
- ご加入制限：被共済者1人あたり一口とします。
- 共済金のお支払い：共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に係らずお支払いします。
- 共済掛金の払込方法：ご契約者の口座から自動引落し。お申込み月の翌月27日より毎月引落します。
- 共済責任開始日：共済責任開始日は加入申込日の属する月の翌月1日午前零時から始まり、共済責任開始日より前の事故によるご請求については共済金はお支払いできません。
- 共済期間および契約の更新：共済期間は1年間です。ただし、共済期間満了の日から2週間前までに特にお申し出のない限り、自動継続とさせていただきます。
- 組合員資格および出資金：広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は1口300円以上の出資金をお預りします。組合員資格のない方は一定の範囲内で員外利用していただくことができます。(出資金は不要です。)

組合員相談室

ご加入後も安心、
ご契約内容確認サービス。
年1回、被共済者の変更や、共済金の請求等について、ご契約内容の確認を実施いたします。ムダなく安心してご利用いただけます。

- ご契約者名・住所等の変更
- 被共済者等の内容の変更
- 共済金の請求
- ニコニコサービスについて

何かございましたらお気軽に
広島県共済組合員相談室まで
ご連絡ください。

フリーダイヤル 0120-708030

※ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」をご確認ください。

ニコニコサービス(福利厚生サービス)のご案内

「経営者支援共済」にご加入いただくと、ニコニコサービスをご利用いただける特典があります。

- 記録1 エルフルカード**
広島県内のレクリエーション施設や宿泊施設、飲食施設などが優待割引でご利用できます。(約450施設)
 - 記録2 健康もしもし24**
電話1本で健康についての悩みや質問に、医療アドバイザーがお応えします。(通話料無料・年中無休・24時間体制)
 - 記録3 あんしん情報誌**
健康をテーマに、広島県内の情報や暮らしに役立つアドバイスを掲載した情報誌「あんしん」。年4回発行。季節ごとにお届けします。
- ※ニコニコサービス(福利厚生サービス)は予告なく変更することがあります。

「経営者支援共済」についてのご相談はお気軽にお問い合わせください。

●電話からでもFAXからでも承ります。



●お電話の方は
広島県共済組合員相談室 **フリーダイヤル 0120-708030**

FAXの方は必要事項をご記入のうえ、送信してください。

氏名	経営者支援共済		
事業所名	担当者 について.....	
住所	<input type="checkbox"/> 相談したい <input type="checkbox"/> 加入したい		
電話番号	月	日	午前・午後 時頃
() -	説明に来てほしい		

(お客様の個人情報について)ご記入いただいた個人情報は、資料・見積書の作成および発送を行うために活用するほか、各種共済制度・サービスのご案内に利用させていただきます。

FAX:0120-358030

経営者支援共済

経営者の皆さまの万一の際にお役立ていただける「地域発」の共済制度です。

新登場



備えあれば憂いなし!
地域でガンバル経営者の皆さまだから、
万一のためにしっかり備えていただきたい!

■お申し込み・お問い合わせは

■共済引受組合

共済だから安心
広島県共済
広島県火災共済協同組合
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
http://www.kyosai.or.jp
広島県共済組合員相談室 **0120-708030**

経営者支援共済

地域でガンバル経営者の皆さまだから、
 万一のためにしっかり備えていただきたい！
 「経営者支援共済」は、経営者の皆さまの
 万一の際にお役立ていただける
 「地域発」の共済制度です。



■経営者支援共済の特長

入院共済金は 一律30万円を お支払い！

経営者の皆さまの万一の際に、7日以上入院で一律30万円をお支払いします。共済金は、事業継続を図るための様々な費用にもお役立ていただけます。

短期入院にも 対応！

短期入院(1日～6日)の場合も、一律3万円のお見舞金をお支払いします。

病気入院後の 通院も保障！

ケガによる通院はもちろんのこと、病気入院による退院後の通院も保障します。

安心の 24時間保障

就業中のケガも、休日やレジャーの時のケガも、病気の時も24時間保障だから安心！

健康告知不要

ご加入にあたり告知の必要はありません。ただし、共済責任開始日から2年以内に、共済責任開始日前に治療を開始していた疾病に起因して入院した場合(短期入院を含みます)はお支払いの対象になりません。

共済掛金 月々**6,800円** 年齢、性別に関係のない一律掛金です。

■ご加入年齢：満20歳以上満70歳未満(75歳までご継続いただけます。)

保障内容

入院 (注1)	交通事故 傷害 疾病	一律 30万円 (7日～30日)
		さらに 15万円 (31日～60日)
		さらに 10万円 (61日～90日)
短期入院 見舞金 (注1)	交通事故 傷害 疾病	一律 3万円 (1日～6日)
通院	交通事故 傷害	1日 4,000円 (1日～30日)
	疾病 (注2)	1日 4,000円 (1日～30日)

(注1) 共済責任開始日から2年以内に、共済責任開始日前に治療を開始していた疾病に起因して入院した場合(短期入院を含みます)はお支払いの対象になりません。

(注2) 疾病通院については、疾病入院退院後(短期入院を除きます)の通院のみを対象とし、退院日の翌日から180日以内の通院に限ります。また、疾病入院と因果関係のない疾病による通院はお支払いの対象になりません。

共済金のお支払限度

- 交通事故・傷害による入院：同一事故について通算して55万円を支払限度とします。
 - 疾病による入院：同一疾病について通算して55万円を支払限度とし、本制度にご加入の全契約期間を通算して300万円を上限とします。
 - 交通事故・傷害による短期入院：同一事故について3万円を支払限度とします。
 - 疾病による短期入院：同一疾病について3万円を支払限度とします。
- ※被共済者が再入院した場合で、入院開始の直接の原因となった傷病(交通事故、傷害または疾病)が前回の入院の傷病と同一と認められるときは、連続した入院とみなして共済金をお支払いするものとし、通算して55万円を支払限度とします。ただし、疾病による入院の場合、前回の入院による退院日の翌日から180日経過後に再入院した場合は、異なる疾病による入院とみなして共済金をお支払いします。
- 交通事故・傷害による通院：同一事故について事故の日から120日以内を給付期間として、同一事故について通院日数30日分を支払限度とします。
 - 疾病による通院：直近の疾病入院により支払共済金が発生した場合で、退院日の翌日から180日以内を給付期間として、同一疾病について通院日数30日分を支払限度とします。